



県章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
7月5日  
第18号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

- 令和元年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集（市町振興課） ..... 1
- 保安林予定森林の通知（森林保全課） ..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更（森林保全課） ..... 2
- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨（森林保全課） ..... 2
- 生活保護法による居宅介護担当機関の所在地変更の届出（健康福祉政策課） ..... 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による居宅介護担当機関の所在地変更の届出（健康福祉政策課） ..... 3
- 滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務の委託（健康寿命推進課） ..... 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課） ..... 3

### ○ 公 告

- 令和2年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告（モノづくり振興課） ..... 3
- 県営土地改良事業変更計画決定公告（耕地課） ..... 4
- 公共測量終了公告（監理課） ..... 4
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告（都市計画課） ..... 5

### ○ 公安委員会告示

- 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく船舶の航行に関する制限の指定（地域課） ..... 5

### ○ 雑 報

- 環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告 ..... 5

## 告 示

### 滋賀県告示第72号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和元年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集期間 令和2年3・4月採用自衛官候補生（男子・女子）  
令和元年7月16日（火）から同年9月11日（水）まで
- 2 試験期日 令和元年9月18日（水）、同月28日（土）および同月29日（日）のうち指定する1日
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

### 滋賀県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 近江八幡市安土町桑実寺字奥場254、256、257、259、269から275まで、275-1から275-3まで、278から281まで、284、286、286-1、287から291まで、字織山276-1から276-3まで、276-39
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

蒲生郡日野町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第75号

令和元年農林水産省告示第401号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を日野町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 蒲生郡日野町大字平子字奥ノ草山1-62、1-69、1-71、字土谷18-1、19、24

2 通知の内容の要旨 令和元年農林水産省告示第401号のとおり

滋賀県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の所在地変更の届出があった。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等の名称	事業所等の旧所在地	事業所等の新所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
訪問看護ステーションすばる	蒲生郡日野町 松尾988番地1	蒲生郡日野町 上野田246番地	医療法人社 団昂会	蒲生郡日野町 上野田200-1	訪問看護	平成31.4.1

**滋賀県告示第77号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の所在地変更の届出があった。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等の名称	事業所等の旧所在地	事業所等の新所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
訪問看護ステーションすばる	蒲生郡日野町松尾988番地1	蒲生郡日野町上野田246番地	医療法人社団 昂会	蒲生郡日野町上野田200-1	訪問看護	平成31.4.1

**滋賀県告示第78号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 草津市笠山七丁目8番138号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

**滋賀県告示第79号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
くまだキッズ・ファミリークリニック	守山市金森町454-4	病院・診療所	熊 田 知 浩	令和1.6.1
はなちゃん薬局2号店	守山市金森町452-7	薬局	山 岡 玄 馬	令和1.6.1

公 告

**令和2年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告**

令和2年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験を次のとおり行います。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科
- 2 募集人員
  - (1) 秋試験 各科合わせて10名程度
  - (2) 冬試験 各科合わせて5名程度
- 3 研修場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 4 研修期間 各科とも令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間
- 5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者
- 6 受講料 月額4,250円
- 7 選考方法
  - (1) 面接試験

- (2) 作文
- (3) 適性検査

## 8 選考日時および場所

## (1) 選考日時

- ア 秋試験 令和元年11月6日(水)午前9時から
- イ 冬試験 令和2年2月5日(水)午前9時から

## (2) 選考場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場（甲賀市信楽町長野498番地）

## 9 出願書類

- (1) 願書（滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の様式を使用すること。）
- (2) 履歴書（最近6か月以内に撮影した写真を貼付すること。）

## 10 願書受付期間および受付場所

## (1) 受付期間

- ア 秋試験 令和元年10月1日(火)から令和元年10月31日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、令和元年11月1日(金)までに到着したものを有効とします。

- イ 冬試験 令和2年1月9日(木)から令和2年1月31日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、令和2年2月3日(月)までに到着したものを有効とします。

## (2) 受付場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒529-1851 甲賀市信楽町長野498番地 電話 0748-82-1155

## 11 受験料 無料

## 12 研修生合格者の発表

- (1) 秋試験 令和元年11月下旬、本人宛て郵送により通知します。
- (2) 冬試験 令和2年2月下旬、本人宛て郵送により通知します。

---

**県営土地改良事業変更計画決定公告**

県営六地蔵地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和元年6月24日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営六地蔵地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 栗東市環境経済部農林課
- 3 縦覧期間 令和元年7月5日から令和元年8月5日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和元年8月20日までに審査請求をすることができる。

---

**公共測量終了公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、彦根市長 大久保 貴から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（都市計画基本図更新）
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の終了日 平成31年3月27日

---

**公共測量終了公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、愛荘町長 有村 国知から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業の地域 愛荘町全域
- 3 作業の終了日 平成31年3月25日

**土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、甲賀都市計画貴生川西内貴土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日  
組合の名称 貴生川西内貴土地区画整理組合  
事務所の所在地 甲賀市水口町貴生川790番地  
設立認可の年月日 平成26年4月18日
- 2 事業計画の変更の内容
  - (1) 設計の概要の変更
  - (2) 資金計画の変更
- 3 変更認可の年月日 令和元年7月5日

**公安委員会告示****滋賀県公安委員会告示第26号**

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）第20条の規定に基づき、船舶の航行を制限する水域を次のとおり指定する。

令和元年7月5日

滋賀県公安委員会委員長 堀井 とよみ

- 1 期間 令和元年8月8日午後6時から午後10時まで
- 2 水域 琵琶湖大橋北側橋りょう北端から近江大橋南側橋りょう南端までの琵琶湖の水域
- 3 制限事項 航行の用に供する推進機関を有する船舶（警察用船舶、消防艇、救助の用に供する船舶、びわ湖大花火大会の運営のため主催者が運行する船舶および海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づき事業の許可を受け、または届出をした者がその用に供する船舶を除く。）の航行を禁止する。

**付 則**

この告示は、令和元年8月8日から施行する。

**雑 報****環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告**

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成25年滋賀県条例第41号）付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第2条の規定による改正前の第32条第2項の規定に基づき、クリーンセンター滋賀設置事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および甲賀市長に送付しましたので、同条例第2条の規定による改正前の第32条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

令和元年7月5日

- 1 公告する事業者 公益財団法人滋賀県環境事業公社
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 三日月 大造 甲賀市甲賀町神645
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 クリーンセンター滋賀設置事業
  - (2) 種類 産業廃棄物管理型最終処分場

- (3) 規模 事業区域 23.64ヘクタール
- 4 対象事業を実施した区域 甲賀市甲賀町神
- 5 事後調査の実施期間 平成29年4月から平成30年3月まで
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)  
滋賀県甲賀環境事務所(甲賀市水口町水口6200)  
甲賀市市民環境部生活環境課(甲賀市水口町水口6053)  
甲賀市甲賀大原地域市民センター(甲賀市甲賀町相模173-1)  
甲賀市土山地域市民センター(甲賀市土山町北土山1715)  
公益財団法人滋賀県環境事業公社(甲賀市甲賀町神645)
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間 令和元年7月5日から令和元年8月4日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀 電話 0748-88-9191 担当 中村